

道有林野事業評価要領

〔平成16年1月19日 道有林第10398号
各森づくりセンター所長あて 水産林務部長〕

【沿革】

平成16年9月10日 道有林第1141号改正
平成19年5月18日 道有林第 225号改正
平成21年3月19日 道有林第 885号改正
平成22年3月31日 道有林第 810号改正

1 趣旨

道有林野の整備・管理は、「道民のニーズに応じた多様な森林の整備」を目標の一つとしており、公益性を全面的に重視し、道民全体に支えられた事業として進めることとした道有林基本計画（以下「基本計画」という。）に基づき実施することとしている。

この計画の基本方針に基づき、道民の理解を得て合理的な整備・管理を行うためには、事業が目的どおり実施されているかや有効であるかを評価して、その経過や結果をわかりやすく道民に説明するとともに、次の基本計画や整備管理計画に反映させることを目的として、道有林野事業評価（以下「事業評価」という。）を実施する。

2 評価の視点

事業評価は、基本計画の目標に照らして、次の観点に基づき実施する。

(1) 有効性

評価結果が、次期基本計画などに適切に反映される評価であること。

(2) 客観性

可能な限り具体的な指標、数値による定量的な評価手法の開発を進め、客観的な評価であること。

(3) 透明性

道民の視点に立ったわかりやすい評価であること。

(4) 実行性

高度な調査や多額の費用を要さず、通常の業務の範囲で実施できる評価であること。

(5) 長期性

森林の整備・管理は長期にわたることから、長期的な展望にたった評価であること。

3 評価指標の設定

わかりやすく客観的な事業評価を行うため、別に評価指標を設定する。

また、総合振興局森林室長又は振興局森林室長（以下「森林室長」という。）は、別に定める評価指標のほかに、必要に応じて地域特性を勘案した評価指標を設けることができる。

なお、評価指標は、基本計画との整合性を図りつつ必要に応じ見直しを行うとともに、技術的に実施可能な評価方法が確立した場合には、評価指標の追加・変更を行う。

4 事業評価の実施者及び実施時期

事業評価は、次の区分により実施する。

(1) 管理区評価

管理区ごとの評価は、管理区を所管する森林室長が基本計画前期の最終年次に実施する。

(2) 全道評価

道有林全体の評価は、水産林務部森林環境局長（以下「森林環境局長」という。）が毎年実施する。ただし、管理区評価が行われたときは、各総合振興局又は振興局の管理区評価の結果をとりまとめ実施する。

5 管理区評価

(1) 管理区評価の作成

森林室長は、管理区評価書を評価実施年度の7月20日までに作成する。

(2) 公開及び意見の募集

森林室長は、作成した管理区評価書を速やかに公開し、道民等の意見を求める。

なお、公開する期間は、公開した年度の年度末までとする。

ア 市町村への公開及び意見の募集

道有林野が所在する市町村に管理区評価書を説明し意見を聴くものとする。

イ 道民への公開及び意見の募集

管理区評価書をホームページに掲載するとともに管理区評価書を各森づくりセンターに備え置き縦覧により公開する。

なお、道民意見を募集する期間は公開の日から30日間とする。

(3) 報告

森林室長は、公開した事業評価に前項の意見を添えて評価実施年度の8月末日までに、森林環境局長へ報告する。

6 全道評価

(1) 全道評価の作成

森林環境局長は、評価実施年度の10月末日まで全道評価書を作成する。

(2) 道民への公開

森林環境局長は、作成した全道評価書を速やかに、ホームページに掲載するとともに水産林務部森林環境局道有林課に備え置き縦覧により公開する。

なお、評価実施年度の年度末までとする。

(3) 道民意見の募集

道民意見を募集する期間は公開の日から30日間とする。

(4) 道民意見の公開

森林環境局長は、提出された道民意見を取りまとめ公開する。

(5) 全道評価と道民意見のとりまとめ

森林環境局長は、全道評価の結果及び道民意見を次期基本計画の策定に当たっての資料とするものとする。

7 評価結果の反映

森林環境局長及び森林室長は、事業評価の結果を次期の道有林基本計画及び整備管理計画に適切に反映し、事業の効率的な執行や森林整備技術の向上に資するものとする。